



Australian Government
Department of Agriculture,
Water and the Environment

製品排出基準法2017 (*Product Emissions Standards Act*) による豪州認証 (Australian certification)



© Commonwealth of Australia 2020

知的財産権の所有者

他に記載がない限り、本出版物の著作権（および他の知的財産権）の所有者はオーストラリア連邦（連邦）です。

クリエイティブ・コモンズ（Creative Commons）・ライセンス

第三者が提供した内容、ロゴ、オーストラリアの国章を除き、本出版物内の全資料は、クリエイティブ・コモンズ・アトリビューション4.0国際ライセンスの下でライセンス登録されています。

ライセンスおよび本文書の使用に関するお問い合わせは、こちらにメールを送信してください。 copyright@awe.gov.au。



データ目録

本出版物（本出版物出典の資料）は、「2020年農業水資源環境省、製品排出基準法2017下の豪州認証（3月CC BY 4.0.キャンベラ）」に帰属するものとします。

ISBN 978-1-76003-287-6

本出版物はこちらからご覧いただけます。 environment.gov.au/protection/emissions-standards

農業水資源環境省

GPO Box 858 Canberra ACT 2601

電話番号 1800 803 772

ウェブサイト awe.gov.au

農業水資源環境省を通じて活動するオーストラリア政府は、正当な注意と技術を用いて本出版物内の情報とデータの準備と編纂を行っています。それにもかかわらず農業水資源環境省、その職員、顧問は、法で認められる最大限まで、本出版物内の情報あるいはデータにアクセスし、使用し、あるいは依拠した結果として人に発生する過失、損失、損傷、障害、費用、コストなどすべての責任を放棄します。

内容

1. はじめに	4
豪州認証の条件	4
プロセス	5
2. 申請	6
申請者に必要な情報	7
申請手数料	7
返金	7
申請手数料免除の依頼	7
申請書の査定機関	8
3. 認証が付与された場合	9
豪州適合認証書の変更、一時停止、取消	9
4. 認証が付与されない場合	10
決定に対する控訴	10
5. 当省の役割	10
6. 詳しい情報が必要ですか？	11

1. はじめに

2018年7月1日から、オーストラリアに輸入あるいはオーストラリアで国内製造・供給される出力19キロワット以下の新規ノンロード火花点火エンジンおよび新規火花点火船舶用推進エンジンはすべて、製品排出基準法2017 (Product Emissions Standards Act 2017) (以下「基準法」) で規定された製品排出基準を順守しなければなりません。国内生産品には、製品中の輸入エンジンの組み立て部品は含まれません。

2020年7月1日から、オーストラリア市場に供給される製品はすべて、「基準法」を順守しなければなりません。同日からオーストラリアに輸入された欧州認証のノンロード製品も、欧州ステージ (Euro Stage) Vの排出基準を満たさなければなりません。

欧州ステージIIの排出基準で認証済みのノンロード製品は、最長2021年6月30日までオーストラリアで供給を続けることができます。その後は、欧州ステージVの排出基準で認証済みの製品のみが供給できます。

本ガイドは、農業水資源環境省に豪州認証の申請を検討中の方々をサポートするための情報を掲載しています。状況によっては、製品に、製品排出基準規則2017 (以下「規則」) の第5部の基準の免除を受ける資格がある場合もあります。「基準法」の免除に関する別紙ガイドを参照してください。

豪州認証の条件

オーストラリア市場に輸入あるいは製造・供給された新規火花点火ノンロードエンジンと船舶用推進エンジンは、「基準法」と「規則」による免除を受けていなければ、認証を受ける必要があります。

アメリカ合衆国環境保護庁 (United States Environmental Protection Agency)、カリフォルニア大気資源委員会 (California Air Resources Board)、環境・気候変動省 (カナダ) (Environment and Climate Change Canada) あるいはEU承認機関の該当管轄区域で排出基準を満たしている認証された製品は、オーストラリア基準を満たすものとみなされます。

火花点火ノンロードエンジンあるいは船舶用推進エンジンが、まだ認定管轄区域で認証を受けていない場合は、当省に豪州認証の申請をすることができます。豪州認証の申請には、評価を受けるために工場排出試験の結果を当省に提出することが必要です。

認証され適切にマーキングされた製品は、「基準法」の第3部 (製品排出基準の施行) に列挙される違反あるいは民事罰則の条項に違反することなく、輸入あるいは供給することができます。未認証製品の輸入、製造、供給は禁止されています。

豪州認証あるいは承認された外国の規制機関による認証を受けた製品には、製品を輸入する際に提供が必要な確認用の認証番号が付いています。

プロセス

豪州認証の申請は、2つのストリームのいずれかにより査定されます。承認申請のストリームの1つは、国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation）（ILAC）認定のラボで試験が実施済みの場合で、もう一つはILAC非認定のラボで試験が実施される場合です。

ILAC非認定のラボを排出試験に使用する場合には、申請は、豪州排出基準で規定されたエンジンの試験手順に準拠していることを示すことができなければなりません。これらは、アメリカ合衆国環境保護庁（United States Environmental Protection Agency）の連邦規制基準、第1065部で指定された試験手順と同等のものです。ILAC認証評価に関する詳細情報はこちらをご覧ください。

ilac.org

当省から試験結果が豪州の基準に適合する旨の評価と検証が行われると、エンジンおよび指定されたエンジンファミリー内の他のエンジンには、豪州適合認証書（Australian certificate of conformity）が与えられます。エンジンファミリーの方法の使用によって、製造者は、認証を目的として特定のエンジンの試験を実施したり、追加試験を実施せずに他の同様のエンジンに認証を適用することができます。このプロセスは、試験エンジンの選択に関する厳格な規則に従うものとなります。

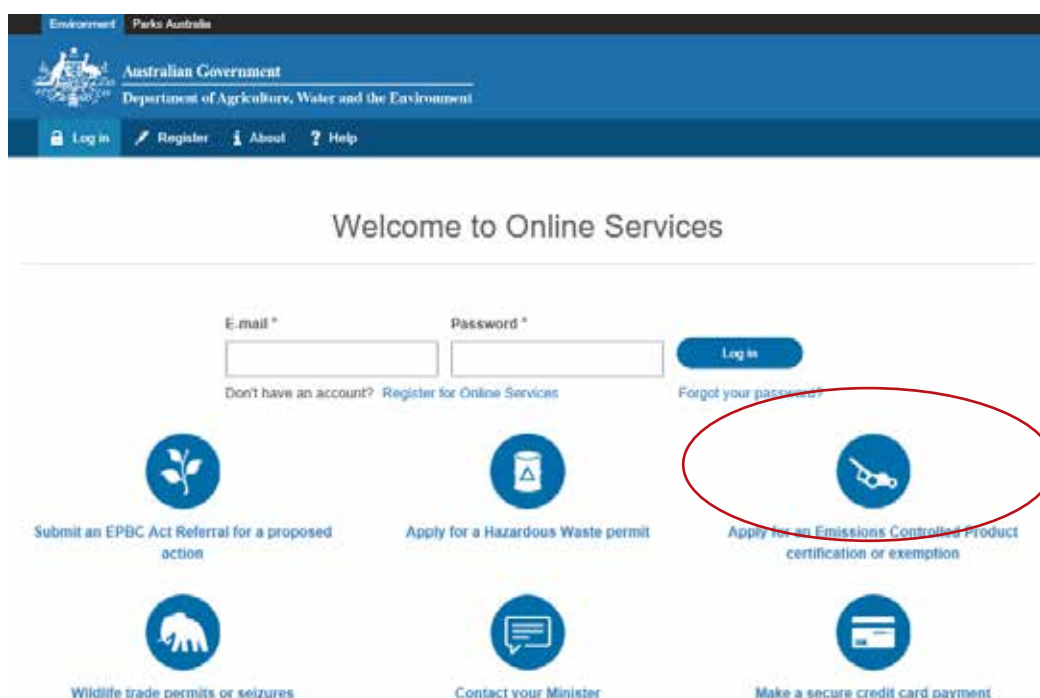
2. 申請

「規則」の第18項では、豪州認証の申請プロセスについて規定しています。

申請は、当省のオンラインサービスプラットフォームを通じて行います。



申請者は全員オンラインサービスに登録する必要があります。現在ユーザーである方は、登録済みのEメールアドレスとパスワードを使用してログインできます。ログインしたら、「排出規制製品の認証あるいは免除の申請」をクリックしてください。



申請者に必要な情報

豪州認証の申請は書面で行い、「規則」に記載された以下の情報を含めるものとします。

- 申請者の氏名と連絡先の詳細
- 「規則」で求められる排出試験の結果
- 試験が「基準法」に従って実施されたことを示す証拠を含めた関係書類
- 提供した情報が正しいことを示す宣言書

申請者が必要な情報を含めていない場合、当省は担当者に詳しい情報を求めることができます。

申請手数料

豪州認証の申請手数料は、「規則」に規定され、以下の表に記載されています。

当省は、正しい額の申請手数料が支払われてから申請書の査定を開始します。

認証のカテゴリー	一回の申請手数料*
認証の申請（ILACラボ試験）	\$1,330.00
認証の申請（ILAC以外のラボ試験）	\$2,850.00

*GST（物品サービス税）は申請手数料には適用されません。

返金

申請が手数料を支払ってから14日以内に申請を取り下げ、当省が申請書の評価を開始していない場合に限り、申請者は返金を受ける資格があります。当省が申請について検討し豪州適合認証書を付与していない場合は、費用の返金はしません。

返金要求は書面で当省に行うことが必要です。 productemissions@awe.gov.au

申請手数料免除の依頼

「規則」第44項では、申請者から要請があった場合に当省が例外的な状況が存在するとみなす場合には申請手数料を免除することができます。手数料の免除の要請は、必ず以下のアドレスまでEメールを送信してください。 productemissions@awe.gov.au 当省では、すべての要請について検討し、申請者に書面で決定を通知します。

申請書の提出

申請を提出すると、Eメールで担当者に確認書が送付されます。申請者がオンラインサービスにログインすると、いつでも申請状況を確認することができます。

提出済みの申請書は編集できません。申請者が、申請書に誤った情報が入力されていること、あるいは申請に関する詳細が変更されたか、もしくは欠落していることを発見する場合は、当省に情報の変更に関する通知を書面で提供することができます。通知は、必ず productemissions@awe.gov.au に送信してください。当省は、申請書を更新し、効力が発生する前に申請者から変更に関する正式な確認を求めるものとします。

申請書は productemissions@awe.gov.au から書面で当省に通知することで、査定プロセス中にいつでも撤回することができます。上記のとおり申請手数料の返金は、手数料の支払いから14日以内に申請書が撤回され、当省が申請の査定を開始していない場合に限られます。

申請書の査定機関

「規則」第21項では、手数料の支払いの確認あるいは手数料の免除の承認も含めて、当省が必要な全ての情報を受け取ってから60日以内に製品の認証または拒否のいずれも行われていない場合には、申請が拒否されたとみなされることを規定しています。ほとんどの申請は60日よりずっと早くに最終決定が行われることが予測されます。

3. 認証が付与された場合

申請が認証条件に適合していると当省がみなした場合、豪州適合認証書が発行されます。当省は、申請者に書面でその結果を通知し、当省のウェブサイト上で通知が公開されます。豪州適合認証書は認証書に記載された日に発効します。

豪州適合認証書の変更、一時停止、取消

特定の状況では、当省は豪州適合認証書の変更、一時停止、取消を行うことができます。

「規則」第22項により、当省は豪州適合認証書を変更することができます。当省のウェブサイト上に通知を公開することで変更が行われ、豪州適合認証書の担当者には書面で通知されます。変更は、通知書に記載された日に発効するものとします。変更は、誤りを訂正するためのものであり、認証書の対象となるエンジンファミリーに製品を追加するためのものではありません。その場合には、豪州認証を新たに申請することが必要となります。

「規則」第23項により、ウェブサイト上に通知を公開することで当省が豪州適合認証を一時停止することができます。適合認証の担当者には、書面で通知が行われます。豪州適合認証の一時停止は、既存の認証済み製品が関連する豪州排出基準に準拠していないことを当省が合理的に疑う場合に行うことができます。たとえば、エンジンのラベル上に記載された情報と、特定の豪州適合認証書の対象となるエンジンの種類が一致していない場合に、一時停止が行われます。豪州適合認証書の一時停止により、当省には認証条件が現在準拠されているかどうかを調査する時間が与えられます。

一時停止は、通知書に記載された日に発効します。一時停止は、当省のウェブサイト上に二回目の通知が発表されると終了し、二回目の通知に記載された日に発効します。一時停止の実施中、豪州適合認証書が適用される製品の輸入および供給は停止しなければなりません。輸入（あるいは製造および供給）または供給（2020年7月1日以降）を続けた場合、これらの製品は「基準法」、第3部（製品排出基準の施行）および第4部（記録管理）の違反となります。

一時停止が終了するのは、当省が、一時停止に含まれる製品が豪州排出基準に準拠しているとみなしたときに限ります。

「規則」第24項により、ウェブサイト上に通知を発表することで当省は豪州適合認証書を取り消すことができます。豪州適合認証書を取り消すには、豪州適合認証書が豪州排出基準を満たさないことを、当省が合理的に納得することが必要です。

4. 認証が付与されない場合

申請書が豪州認証の条件を満たしていると当省が合理的に納得しない場合、申請は拒否されます。当省は申請者に書面で通知を行うものとします。

決定に対する控訴

当省による決定に合意しない方は、行政控訴審判所による再審を求めることができます。豪州認証に関する以下の決定は、行政控訴審判所による再審を受けることができます。

- 手数料免除の要請を拒否する決定
- 豪州認証の申請を拒否する決定
- 豪州適合認証書を変更、一時停止、一時停止を終了しない、あるいは取消す決定

詳しい情報はこちらをご覧ください。 www.aat.gov.au

5. 当省の役割

当省は「基準法」および、「基準法」下の製品排出基準を施行します。「基準法」の第10項により、大臣は豪州認証を規定する規則を策定することができます。「規則」第4部では、当省が「基準法」の下で製品または人に対して豪州認証を付与できる状況について規定しています。

当省は以下の責任を負います。

- 申請者あるいは申請予定者からの照会に対応する
- 申請者に正しい額の手数料を支払うようにさせる
- 各申請書に必要な情報が含まれているかを確認する
- 申請に対して豪州適合認証を付与すべきかどうかを査定し決定する
- 申請者に、申請の進捗状況について常時通知する
- 申請が認められたら豪州適合認証を発行する
- 認証が拒否された場合、申請者に通知しその理由を教える
- 「基準法」の順守を確保する。

6. 詳しい情報が必要ですか？

製品排出基準あるいは豪州認証の申請に関する質問につきましては、当省までお問い合わせください。

- Eメール productemissions@awe.gov.au
- 電話番号 1800 803 772

